

## 立命館大学特別聴講学生規程

### (目的)

第1条 この規程は、立命館大学学則第60条第2項、立命館大学大学院学則第44条の2第2項および立命館大学専門職大学院学則第47条に規定する特別聴講学生に関する事項を定める。

### (資格)

第2条 学部の特別聴講学生として授業科目の履修を志願することができる者は、本大学と協定等の締結がある大学または短期大学(以下、「大学等」という。)の学生で、所属する大学等から特別聴講学生となることを許可された者とする。

2 研究科の特別聴講学生として授業科目の履修を志願することができる者は、本大学と協定等の締結がある大学院の学生で、所属する大学院から特別聴講学生となることを許可された者とする。

### (出願)

第3条 特別聴講学生として履修を志願する者は、所定の期日までに、所定の書類を添え、当該授業科目を開講する学部長または研究科長に願い出なければならない。

2 複数の学部の授業科目の履修を志願する者にあつては、いずれか一つの学部の学部長に、複数の研究科の授業科目の履修を志願する者にあつては、いずれか一つの研究科の研究科長に願い出るものとする。

3 特別聴講学生が履修期間の終了後、新たに履修を志願するときは、改めて出願手続を行わなければならない。

### (選考および決定)

第4条 前条に規定する志願者については、選考のうえ、第2条第1項の者にあつては教授会の議を経て学部長が、第2条第2項の者にあつては研究科委員会または研究科教授会(以下、「研究科委員会等」という。)の議を経て研究科長が履修の許可を決定する。

2 前条第2項に規定する複数の学部の授業科目を志願する者についての選考および許可の決定は各学部で、前条第2項に規定する複数の研究科の授業科目を志願する者についての選考および許可の決定は各研究科で行う。

3 学部長または研究科長は、前2項の決定を志願者に通知する。

### (登録手続)

第5条 特別聴講学生として許可された者は、所定の書類を提出するとともに、特別履修料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本大学と受け入れ経費に関する協定がある大学等または大学院に所属する特別聴講学生の特別履修料は免除することができる。

3 特別聴講学生として許可された者が、第1項に規定する手続きを所定の期日までに行わなかったときは、許可を取り消す。

### (期間)

第6条 特別聴講学生の履修期間は、許可された授業科目の開講期間とする。ただし、夏期集中の授業科目を許可された者は、学年の1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学間の協定等により別の定めをした場合は、この限りではない。

### (登録上限および履修の対象授業科目)

第7条 特別聴講学生が1年間に履修できる単位数は、大学間の協議により定める。ただし、外国の大学、短期大学および大学院(以下、「外国の大学等」という。)との協定等にもとづく特別聴講学生が1学期に履修できる単位数は20単位以内とする。

2 履修の対象とする授業科目は、各学部または各研究科が定める。

3 外国の大学等との協定等にもとづく特別聴講学生は、前項のほか、別に定める科目を履修することができる。

### (試験)

第8条 特別聴講学生は、本大学の学生と同様に履修した授業科目の試験を受け、成績評価を受けることができる。

### (単位の授与等)

第9条 特別聴講学生が、授業科目を履修し前条の試験に合格したときは、単位を授与する。

2 前項に規定する単位授与は、学部の授業科目にあつては教授会の議を経て学部長が、研究科の授業科目にあつては研究科委員会等の議を経て研究科長が行う。

3 授与した単位と成績は、特別聴講学生の所属する大学等または大学院へ通知する。

### (証明書等)

第10条 特別聴講学生に、その身分を証明するものとして、特別聴講学生証を交付する。

2 特別聴講学生証に関する事項は、立命館大学学生証規程に定める。

3 外国の大学等との協定等にもとづく特別聴講学生が希望した場合は、履修期間を証明する証明書および成績証明書を交付する。

### (諸規則の遵守)

第11条 特別聴講学生は、本大学の諸規則を守らなければならない。

### (聴講の中止)

第12条 特別聴講学生が本大学の諸規則に反する行為または特別聴講学生として相応しくない行為を行った場合は、特別聴講学生の身分を剥奪し、履修を中止する。

2 前項に規定する手続きは、学部にあつては教授会の議を経て学部長が、研究科にあつては研究科委員会等の議を経て研究科

長が行う。

(短期留学生)

第13条 外国の大学等との協定等にもとづく特別聴講学生は短期留学生と称し、第7条第3項の科目および短期留学生の渡航費等については、立命館大学短期留学生規程に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教務会議の議を経て大学協議会が行う。